

3.

① 安全係降問題を日米両国の軍艦乗務員に
 照会するものは、乗務員の一項目とする
 の問題
 ② 日米両国の軍艦乗務員を定めて、この
 原初期を定めて、兵士にも、両国の協定

外務省

4.

① 敵運送船を捕らうとするもの、乃至は他の列
 国が種々の手帳をうける長あらも
 有利であらう
 ② 日米両国の軍艦乗務員を定めて、この
 原初期を定めて、兵士にも、両国の協定

外務省

昭和二十二年十月二十五日

解除
第 〇 回公開

戦後日本の安全保障形態（中間報告）

條約局條約課

てん

あ
五

内 容 目 次

- 一、序 説
- 二、予測せられる安全保障の形態
 - (一) 対日管理機關の兵力による方式
 - (二) 國際連合管理による方式
 - (三) 連合國による方式
 - (四) 一國單獨による方式
- 三、各種方式の実現性と実効性
- 四、結 語

二六八

一、序説 戦後日本の安全保障形態

憲法によつて戦争を放棄し軍備をなくした日本が、来るべき講和条約の非武装化、非軍事化等の條項により、その義務を履行を要求せられるであろうことは明白である。しかしながらその反面において極東の戰略要所に位置する我國の政治的独立や領土的保全が、將來我國が無防備のため他國より侵略を受けることを防止し、救正する措置が有効に確立されてをらねば、このよりの無防備の眞空状態は、將來極東平和の禍根となることも又明白である。九月三日発UP電の傳える、アメリカは、日本をすべての侵略から防禦する戰略的安全保障の措置を対日講和條約の中に規定すべきであると考えているとの米政府当局者の談話、及びドレイパー陸軍次官が平和條約において対日安全保障の問題が規定せられるであろうと語つたのも、九月二十日新聞記者会見、結局は右の考慮に出るものである。日本の安全保障の問題は、結局は右の考慮に出るものであり、日本のでなく日本をめぐる連合諸國、特に我國にとつて重大であるばかりであつて、平和條約において何らかの規定が設けられることは間違いないであろう。

オーストリイの講和條約にも、同國の安全保障についていかなる規定を設けるべきかが、本年三月十日から四月二十七日にかけてのモスコイ外相會議で論議されたが結論には至らなかつた。

た。米國案は「締約國はオーストリイの政治經濟的獨立と領土保全を尊重する。締約國はオーストリイの行動をもとらなことを約束する」といふのであり、佛案は右に加えてさらに「締約國は支持と援助の義務を負う」と規定すべきであると主張した。これに對しソヴイエトは、國際連合による安全保障で充分であつて締約國による保障は不必要であり、實際は、アンシユルスの禁止が規定されておれば足りると主張した。

さて日本の安全保障について平和條約に規定を設けようとする米國の態度が、右のモスコイ外相會議における對オーストリイ條約の米案の如きものに、単に「獨立又は領土保全を脅やかすやうないかなる形の行動をもとらなことを約束する」というような消極的、微温的なものであるかどうかは疑問であつて、極東において我國の占める戰略的地位より鑑みても、一層有効具體的な措置によつて裏付けされた強度の保障を意圖しているのではなにかと思われ。又たとえ平和條約において抽象的、原則的な規定が設けられる場合でも、それに基づいた一層具體的な安全保障の措置を定める條約を平和條約の外で作る可能性も多しと思われ。

本稿は、平和條約の締結及びその後の段階において連合國が作るであろうと思われ、日本の安全保障の形態について予測それが、法的に又政治的に裏理性を持つか、又實際に有効に働

きうるかという問題の検討を目的とするものである。

二、予測せられる安全保障の形態
一、應その現実性及び実効性を無視して、一般に取沙汰され、又考えられる日本の安全保障の形態についての平面的な概観を行なうならば、左の四つの形態に分類されるのではあるまいか。

（一）対日管理機關の兵力による安全保障（減少された条件下における現狀維持の方式）
（二）國際連合の管理による安全保障（トリエスト方式及び信託統治制度）
（三）連合國共同の安全保障（九國條約方式、ロカルノ方式、共同防衛方式）

（四）一國（米國）單獨の安全保障（米、比協定方式、政治的保障）
先ず第一の形式であるが、対日平和條約には、一定期間日本の條約履行を監視すべき主要締約國から構成される管理機關が設けられ、その実力機關として一定の連合國兵力の駐屯が規定されるかも知れないという、懸測がある。右の場合、管理機關は現在の總司令部を一定の縮小された極限で引継ぎ、現在の占領軍は、一定の兵力削減、駐屯地の變更整理のうちに、駐屯軍という性格に變更するだけでそのまゝ居残るのではないかと思はれてゐる。

（注）一、總司令部が講和條約後解散せられるべきであるとの見解はつとに、マックアーサー元帥によつて表明された（三月十七日声明）。

二、總司令部に代りこれを縮小された極限で継承すべき監視委員會が設けられるべしとの見解は、キャンベラ會議で一致した決定として發表された。又対日非武装化に関する條約案では、連合國の日本占領終了後、対日監察委員會 Commission of Control の設立されるべき旨を規定している（第二條）。

三、平和條約後の駐兵については從來消極的に報道されてきた、すなわち、三月十七日マ元帥声明においても、「銃剣で支えられた管理は笑うべきことである」とし、平和條約締結後連合國軍は速やかに撤退すべきことを要望した。

米國朝野の意見も大体撤兵説の方が有力のようである。又最近のホワイトヘッド、極東空軍總司令官談（十月二日 I N S ）にみても、方針としては、平和條約締結後、空軍を含め一切の軍隊が撤兵するようにとられる。しかしながら、一方では、條約締結後も、管理機關の兵力行使のため一定兵力の駐屯をすべきだとの根強い意見もある。これは、キャンベラ會議でも右の提案がなされた趣である。したが、キャンベラ會議でも右の提案がなされた趣である。

實際問題としては平和條約の締結によつて、占領軍の撤退は、形式的に規定せられるとしても、当分は何らか

する米、比協定一九四七年三月十四日署名一のよりに、日本を以て米國に一定の基地を供與さし、相互援助を約することによつて、安全保障を行ふやうなものと、日・米間には何ら條約上の規定を設けず、唯だ米國が將來何らかの形でその支配下に置くべき沖繩、硫黄島、その他グアム島等の日本周辺の戦略基地に相當の兵力を常駐せし、事ある場合に直ちに日本を救援しうるやうな態勢にあることによつて政治的に日本の安全を保障する方法との二つがある。更に後者の場合かかる態勢を米國が維持することにより無言の中に日本の安全を保障する場合と、第二次世界大戦前、英佛兩國がギリシヤ及びブルニアの獨立保障を一方的に聲明したやうに（注一）、米國が一方的聲明をもつて日本の安全を保障する場合とが考えられる。

（注一）一九三九年四月十三日チェンバレン英國首相は、下院に於いて武力又は武力の脅威により地中海及びバルカン半島の現状を擾乱する行動を阻止することの重要なる旨を明らかにし、英國政府はギリシヤ及びブルニアの獨立が脅威を受け右兩國が國力をあげてこれに抵抗する必要を認められた場合、英國政府は直ちにこれを援助しなくてはならぬと聲明した。同日ドラチエ佛國首相も英首相聲明に呼應し、佛國政府も英國と協力しギリシヤ及びブルニア兩國の獨立を保障すると言明した。

三、各種安全保障形態の實現性及び実効性
 前節に述べたやうな安全保障の形態が、法的にみて又政治的に見て實現性のあるものかどうか、又實現可能として有効に作用しうるものであるかを検討するのが本節の目的である。

（一）対日管理機關の兵力による安全保障
 この方式が平和條約による対日管理機關に附屬する駐屯軍による安全保障であることは、先に述べた通りである。管理機關の目的は、第一義的にはもろに日本の條約履行の監督にあることには疑いがない。しかしながら、日本が何らかの事由で侵略に直面するときに、この機關及び駐屯軍が拱手傍觀してよいものとは考えられぬ。管理の反面にはこれを外界の侵略から保護する責任と義務が付随する筈であり、第二義的ではあるが、安全保障についても責任を負わねばならぬ筈である。この案の實現性が多量なものであることは、大体において現在の管理の継続として維持せられ、管理機關が條約締結の主要國家間の合議機關として構成せられることからは、迅速にして有効適切な安全保障の行動が果して期待されるかといふことであるが、實際には管理機關の構成は米國が主動的地位を維持でき、代替したものであれば、その主力は、米軍であるから、緊急事態に際し右管理機關の意見の一致を待つ余裕のない場合に、

米國政府が、自らの軍隊を直接指揮できる様な、(宛も極東委員会の決定した政策によつて被われな緊急事態に際して米國政府が最高司令官に對し中間指令を發出しうるように)一權利を規定してをけばよいわけである。

(1) 國連管理による安全保障の方式
前記オースチン國連米國常任代表の語つた國連による對日管理の直接的對日安全保障について先立ち、一般に國連管理による國連直接の對日安全保障について想起される難点を述べれば左の通りである。

(2) 國連管理の場合の連合國軍隊の指揮権
國連は、集國的安全保障の目的のため各加國の軍隊に對する。常任理事國は紛争當事國であつても参加しうるからである。全然ないといつてよい。何故なら憲章第七章に基づき決議は安全保障の措置が、これら常任理事國の一又は二に對し有効な略を受ける場合から、將來これら國と日本が紛争を起し、侵本を侵略する可能性のある國は、安全保障理事會の常任理事國が主であるから、將來これら國と日本が紛争を起し、侵略を受けざる場合、これら常任理事國の一又は二に對し有効な安全保障の措置が、安全保障理事會によつてとられる見込は全然ないといつてよい。何故なら憲章第七章に基づき決議は、常任理事國は紛争當事國であつても参加しうるからである。

し戰略的指揮権を認められるが(憲章第四十七條第三項)、それは予め特別協定(第四十三條)が締結されねばならない。ところがこの上りな特別協定が近い將來にでき上る可能性は殆んどない。他方この特別協定が締結されるまでの過渡期間中は、憲章第六六條によつて、五大國が國連に代理して安全保障の責に任ずるといふことになつてゐるが日本を侵略する國が五大國の何れかである場合には、この規定から有効な措置を期待し得ないことはいうまでもない。對日平和處理の現在の状況では、ソヴェトを除外しての講和の可能性もあるが、もしそれが実現した場合、講和條約の規定によつて對日管理を國連に委託するといふようなことは問題を生ずるに複雑にすぎないであろう。右の如き難点を存することを認めつつ、オースチンの述べた國連の對日管理の諸方式を見てみよう。

(1) トリエスト方式
これは、對伊平和條約が、トリエスト自由地域について採用した方式である。即ち同條約第二十一條は、イタリア國は、この地域の保全及び獨立(Integrity and Independence)が、國際連合安全保障理事會によつて保障される。

(2) 信託統治方式
 これも前述の如く、國連米國常任代表オースチンの述べ
 右に於いてトリエスタの安全が脅威された場合は「臨時
 制度による軍隊が駐屯する間は或程度までこの軍隊で防衛
 する。」(安全保障理事會が対策を協議決定する。三連合國
 軍隊の指揮に關する特別協定のできぬ限り、國連憲章第百
 六條による、等の方法が考えられるが、(一)の場合も侵略國
 の如何又は侵略し來る兵力の如何によつては防衛にも限度
 が有り、(二)、(三)の場合にも五大國の一致がなければ何等の
 措置もとれないといふやうに國連管理方式の根本的困難が伴う。

ことには同意する(shall be assured)

(三) 連合國共同の安全保障

(1) 支那に關する九國條約の方式
 九國條約の第一條は、支那國以外の締約國が、「支那の主
 權、獨立並びに領土的及び行政的保全を尊重(respect)する
 こと」とその他について規定し、同じく第七條において「締
 約國は、その何れかの一國が、本條約の規定の適用問題を
 包含し、且つ右適用問題の討議を望ましと認むる事態發生
 したるときは、何時にても關係締約國間に充分にして且つ
 適當なき交渉をなすべきことを約束し」と規定してある。こ
 れが、支那の安全を有効に保障したものであるかどう
 かは、次に述べることにする。

た形態の一であり、又巷間しばしば同様の案を聞くが、こ
 れは、國連憲章の規定上初めから問題にならない。何故な
 らば信託統治制度の下に置かれる地域は、(一)現在の委任統
 治地域、(二)敵國より分離されることのある地域、(三)自發的
 に提供される地域(憲章第七十七條)であつて、本土を信
 託統治下に置くことは予想していない。一方ポツダム宣言
 は、日本本土に對する主權を保障してゐるから、平和條約
 においてかかる方式がとられることは考えられない。なほ
 國連の加盟國となつた地域には、信託統治制度がしかるや
 いから(憲章第九十八條)日本が國連に加入すれば、この
 方式の可能性は、益々なくなる。

條約としては、支那は、その締結当事國である。又支那に
 利害を有する諸國の参加を得てゐる。然しなから支那の主
 権、獨立、領土の尊重するといふことは、支那以外の國の
 約束である点を注目すべきである。同條約は、その他の項
 目において支那の義務を規定してゐるが、單に右の点だけにつ
 いてみれば、支那は、條約の當事國でなく、條約の内容から
 として扱われてゐるわけである。(同次に右條約の内容から
 みるに、九國條約の解釈上、領土保全の尊重といふことも
 單に領土に關する権利を尊重することであつて、外部から
 の侵略に對してこれを保護する義務は含まない。又第七
 條の規定にして、特別の措置を定めたるものでないことは、
 同條成立の沿革に見ても分る。所謂「充分にして隔意なき
 交渉」とは必ずしも會議の形式によるを要せぬものである。
 但し一締約國が討議を行うことを提議するに當つては、他
 國に通牒を發すべきであり、他の締約國は、右問題に關し
 て意見を交換すること、がその義務として認められるに過ぎ
 ない。日本の場合でも、もし單に右のような規定が設けら
 れただけでは、現実に侵略の事象が発生した場合に時機を
 失せず、に有効な措置を確保できないことは、九國條約自体
 の歴史に照らして明らかである。先に述べた通り先般のモ
 スコーウィチ會議においてオーストリーの獨立保障について、米
 國が主張したのは、このような規定の仕方であるが、眞の

(2)

安全保障のためにはこれだけでは充分といえず、更に有効
 な具體的な措置を必要とする。而して米國も對日安全保障
 について、オーストリーの場合に比し更に深い關心を有
 してゐるのではないかと思われる。
 ロカルノ協定の方式
 域現狀維持に關する保障條約であつて、獨、白、佛、英、地
 域間において締結された。その要點は、左の如くである。
 (1) 締約國は、ヴェルサイユ條約所定の獨、佛、白、獨、白、獨の
 國境の不可侵及び該國境に基づく領土上の現狀維持を各
 別に (Individually) 及び共同に (collectively) 保障するこ
 と。
 (2) 正当防衛の場合又は運盟規約に基づいて行動する場合を
 除くの外、獨、佛、兩國及び獨、白、兩國は、互に戰爭に訴
 へないこと。
 (3) 獨、佛、白、獨、白、獨の一切の紛争は、これを平和的處理方
 法により解決すること。
 (4) 獨、佛、白、獨、白、獨の一方の國が他方から攻撃を
 受けた時は、他の締約國(常に英、伊兩國を含む)は、
 被攻撃國に對し援助を與へること。
 (5) 獨、白、獨、白、獨の平和的處理方法の細目を定めるものと
 して、獨、白、獨、白、獨の仲裁々判條約が締結されて

は平和的商議によるものも認めないものであるが、このことはもつと長い眼で見れば我々ともに充分考案すべき点であると思ふ。

(3) 共同防衛（又は相互援助）條約の方式
 前記ロカルノ方式は、一定地域の安全保障のために関係國相互の間に締結される場合である、然しながら、予測されるようにもしソヴェトが平和條約に参加しないといつた事態に立ち至るならば、日本の安全保障に参加しても、ソヴェトの参加なしで、一の安全保障を目的とする共同防衛又は相互援助の條約のできる可能性が生ずる。これには、日本を條約の当事國として規定する場合と、日本を當事國としない場合とが考えられる。

前者の場合予懸せられるのは、本年八月三十日リオデジャネイロにおいて採擧された汎米相互援助條約の形態である。

注、これは、米、英、法、中、比島等の日本の安全及び太平洋地域の安全に重大な利害關係を有する諸國が日本を含めて、いわば、太平洋地域安全保障條約ともいふべき、相互援助の條約を、ソヴェトを仮敵國として締結するものである、これは、昨年九月頃に太平洋島しょ基地の共同使用問題に関連し、太平洋の安

(イ) 全保障のための條約が作られるべきであるとの露洲の提案に基ずいて米、露間に談合が続けられていると報道されたものである。最近の米、露關係の悪化に鑑み東亞における戦略的要点である日本、比島、中國をも含めて右のような條約の締結される可能性は少くない。

(ロ) 汎米相互援助條約の規定内容の要点は、左の通りである。

(ハ) 戰爭を否認し（condemna war）、國連憲章又は本條約の條項に反した方法で脅威又は兵力使用をしないこと。（第一條）

(ニ) 米洲諸國間の一切の紛争を平和的に処理すること、その紛争の國連付託に先だち、米洲諸國間で解決に努力すること（第二條）

(ホ) 米洲の一國に對するいづれかの國による武装攻撃（armed attack）は、全米洲諸國に對する攻撃と考へ、右攻撃に對処するため憲章五十一條によつて認められた個別的及び果斷的の固有の自衛權の行使に當つて援助すること（第三條（一））

(2) 直接に攻撃を受けた國の要請に基ずき又汎米機構の協議機關の決定のあるまで、各締結當事國は、個別的に執る緊急措置を決定できる。協議機關は、これら措置を審議し且つ果斷的措置について合意を得るため速やかに會合すること（第三條（二））。

(3) 右の如き自衛措置は、國連安全保障理事會が、國際平和

じく、憲法第三章第三十一條の辭款上我國が國連の加
盟國となつてゐることを法的には必要であるのでは
ないかといふ疑義がある。

(四) 相互援助條約の内容が、日本が侵略を受けた場合に
條約加盟國に対し基地を供與する等の義務を含むも
のであるならば、このことは講和條約に規定せらる
べき非武装化、非軍事化等の條項に反することにな
り、はなまゝいかに非軍事化等が起る。

(五) なお、このやうな安全保障の方式が何らかの仮想敵
國を予想するものである以上、たとえ明示しなくとも
ソヴィエトの参加する平和條約においては勿論問題
とならず、我國がこのやうな露骨な對ソ考慮に基
く條約に加入することについては相當の決意を要す
るのである。又米國が他の諸國に對しても、ソヴィ
エトが對日講和に參加せず、日、ソ關係が法的に
見て較年關係として残るにも拘わらず、このやうな
相互援助條約を作ることには、右條約が結國一特に米
國一とソ連との關係を甚だ複雑微妙なものにするこ
とになる。

次に日本の安全保障を目的とする相互援助條約に

及び安全のため必要の措置をとるに至るまでとられ
うる(第三條例)。

(四) この條約も又前記ロカルノ條約と同じく、一の國際
機構の規約の範圍内で、それを充足するものとして
締結されたものである。

(五) 但し、ロカルノと異なる点は、単に締約國相互(獨
佛及び獨日)の内部的紛争の處理に關するものにか
りてなく、外部よりの攻撃に對して共同に防衛する
という性質を有する。従つて締約國の外部に何らかの
仮想敵國を予想する。

もし、ソヴィエトが、対日講和にも參加せず従つ
て、ロカルノ協定のやうな方式の日本の安全保障條
約の成立が不可能な場合には、日本をこのやうな相
互援助の形態の條約に加入させることによつて、ソ
ヴィエトの侵略の場合に、他の締約國の個別の又は集
團的の安全保障措置を確保することかできる試であ
る。

このやうな相互援助條約の方式の難点は左の点に
る。

(一) かかる相互援助條約も、ロカルノ協定方式と同じく
地域的協定であるから、ロカルノ方式に於いてと同

(四)

(1)

このように地域の協定に基づき武力行動発動の条件が、
 同時右協定の締結に對する攻撃の発生がなければ、
 同條の自衛権の発動は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 右の安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 日本が安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 を有する米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 とは有りつて米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 全に利害を有する諸國の援助を確保するため、予めこの
 上に條約を作り置くことは想像できるのである。
 米國による單獨の安全保障は、米國との間に直接に共同防衛又
 は相互援助の協定を締結する形式である。この方式の有利
 な点は、日本が現英の侵略に直面した場合他國との協議を
 結ぶことなく米國直接の迅速有効な措置を確保できる点で
 ある。
 (イ) このように地域の協定に基づき武力行動発動の条件が、
 同時右協定の締結に對する攻撃の発生がなければ、
 同條の自衛権の発動は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 右の安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 日本が安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 を有する米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 とは有りつて米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 全に利害を有する諸國の援助を確保するため、予めこの
 上に條約を作り置くことは想像できるのである。
 米國による單獨の安全保障は、米國との間に直接に共同防衛又
 は相互援助の協定を締結する形式である。この方式の有利
 な点は、日本が現英の侵略に直面した場合他國との協議を
 結ぶことなく米國直接の迅速有効な措置を確保できる点で
 ある。
 (イ) このように地域の協定に基づき武力行動発動の条件が、
 同時右協定の締結に對する攻撃の発生がなければ、
 同條の自衛権の発動は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 右の安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 日本が安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 を有する米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 とは有りつて米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 全に利害を有する諸國の援助を確保するため、予めこの
 上に條約を作り置くことは想像できるのである。
 米國による單獨の安全保障は、米國との間に直接に共同防衛又
 は相互援助の協定を締結する形式である。この方式の有利
 な点は、日本が現英の侵略に直面した場合他國との協議を
 結ぶことなく米國直接の迅速有効な措置を確保できる点で
 ある。

て日本を當事國とし、ない條約による場合について、
 直接に對する一國の安全保障の目的とした條約で、
 被保障國が或る意味で不完全な安全保障の先例は、
 國條約が或る意味で不完全な安全保障の先例は、
 ば、支那はこの條約の當事國となつて、
 全の尊重等に関する條約の締結は、
 てあり、その條約の締結は、
 安全保障のためには、
 能性は、ある訳である。他國の安全保障を直接に
 は、ないが間接的に一國の安全保障を確保するた
 盟條約の客體として結ばれた條約は、
 國の獨立及び保全を目的として、
 が、日本は右條約の當事國でないの點は、
 (イ) 日本は右條約の當事國でないの點は、
 の義務を負わなければならない。代り、
 主張できなない。代り、
 (イ) このように地域の協定に基づき武力行動発動の条件が、
 同時右協定の締結に對する攻撃の発生がなければ、
 同條の自衛権の発動は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 右の安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 日本が安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 を有する米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 とは有りつて米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 全に利害を有する諸國の援助を確保するため、予めこの
 上に條約を作り置くことは想像できるのである。
 米國による單獨の安全保障は、米國との間に直接に共同防衛又
 は相互援助の協定を締結する形式である。この方式の有利
 な点は、日本が現英の侵略に直面した場合他國との協議を
 結ぶことなく米國直接の迅速有効な措置を確保できる点で
 ある。
 (イ) このように地域の協定に基づき武力行動発動の条件が、
 同時右協定の締結に對する攻撃の発生がなければ、
 同條の自衛権の発動は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 右の安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 日本が安全が脅かされる場合は、將來に於いてこの法律論の存在は、
 を有する米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 とは有りつて米國が何らかの干渉を行ふことは予想でき、右
 全に利害を有する諸國の援助を確保するため、予めこの
 上に條約を作り置くことは想像できるのである。
 米國による單獨の安全保障は、米國との間に直接に共同防衛又
 は相互援助の協定を締結する形式である。この方式の有利
 な点は、日本が現英の侵略に直面した場合他國との協議を
 結ぶことなく米國直接の迅速有効な措置を確保できる点で
 ある。

りかといふことについては、大體な應處を許されるところに
 それほ、第一の方式である。如きものとなる可能性がある。
 摩と、第四方式の方式である。政治的安全委員の兵力による安全保
 めつて、駐屯司令官に代る連合國の警察委員(候補)の占領軍
 に代る。駐屯軍といふ變化を除けば、現狀の維持継続といふこと
 になる。尤も、平和條約に於いては、現狀の維持継続といふこと
 何等の當然規定が設けられ、駐屯軍の兵力構成、指揮官の任命等
 屯軍司令官が米國政府に於て任命され、その指揮も皆深される。
 緊急事態に於ける米國政府の目的、及その方面の安全保障の
 このような形で、米國の対日管理及びその第四方式の安全保障の
 起つての地位の充實強化による。それと第四方式の安全保障の
 部の属し、上の地位の充實強化による。それと第四方式の安全保障の
 つて自分の間の日本の安全が保障される。それと第四方式の安全保障の
 るまいか。

8. 習字和予備会議名諸問題の現段階(調書)

昭和二十二年十二月

対日平和予備会議招請問題の現段階

解除
第7回公開

條約局條約課

目次

- 一、序
- 二、対日平和予備会議招集に関する米國提案に対する中國の態度
- 三、対日平和予備会議に関する中國提案
- 四、対日平和特別外相會議に関するソ連提案
- 五、ロンドン外相會議と対日平和問題
- 六、英國の中・ソ兩提案拒絶
- 七、結語

序
今夏七月十一日行をもつて米國から發出せられた対日平和予備會議の招請に関する提案は、対日平和處理問題の審議は先づ四大國外相會議によるべしと主張するソ連の強硬な反対に遭遇した。しかしその後キャンベラの英連邦會議（八月二十五日）九月二日）の開催の経過にかんがみ、英連邦の対日方針が米國の右提案を支持し、大体において米國の対日方針と同調するものとの確信を得たので、米國は、九月十五日から開かれた國際聯合總會の前又は右開催中に、場合によれば、ソ連を除く外してでも既定方針通り平和予備會議招請の強引な措置をとるのでないか、と一般に見られていたのであつたが、九月初め、中國がソ連の参加しない対日講和會議には中國も参加しないと云い出すに至り、米國の対日平和予備會議招請への努力も一頓挫を余儀なくせられ、その後、米・ソの見解の対立に加え、米・華の対立打開が当面の重要問題として提起せられて現在に至つた。米・ソの本問題に関する交渉経過は、すでに別稿において取上げた。本稿においては、対日平和予備會議招請問題に対する中國の態度の推移から最近の中國の公式提案、ソ連の右に對する回答と新提案及び英國の右中・ソ兩提案拒絶に至るまでの経過を概観しつゝ、ロンドン外相會議決裂の諸事情をも併せ考へることにより対日平和予備會議開催問題の前途の展望に資せんとするものである。

二、

対日平和予備會議招集提案に対する中國の態度
今夏七月十一日付の米國提案に対する中國の態度は、原則としてこれに賛成であつた。但し米國の提唱する三分の二多数決制に對しては、中國は右三分の二の多数の中には、四大國中三カ國の賛成が含まれるという方式（所謂修正拒否権）を希望し、會議開催の場合、表決手続については再審議する権利を確保する態度に出たことは注目された。

注一、

日單獨講和に反対、ソ連除外の対日講和をポイコトするであらうと語り、又一平和は不可分である、吾々は連合平和（united peace）を欲する。自分は、日本との單獨講和を提議するいかなる國に對しても警告するものである。」と語つた（九月十一日南京發共同IUP）。

注二、拒否権の保持について、國連總會出席中の王外交部長は、非公開記者会見で中國は、予備會議招集に関する米國提案に對し、ソ連が拒絶したと同じ理由で即わち、四大國の拒否権が含まれていないから反対であると語つた（九月二十日ニューイート除外の單獨講和反対、拒否権の保持を右の如き、ソヴィエト除外の單獨講和反対、拒否権の保持を

主張する中国の態度の表明は、場合によつては、ソ連の反対、不参加をも覚悟の上で、予備会議招請の準備をしていたと見られる米國の対しては、重大な障害となり、早急に予備会議を開催しようとする米國の意図は一頓坐を來した。種々取沙汰されたが、大体左の三要素が動いていて、米國の援助確保のための監視、米國よりの経済的援助確保の報告は遂にその内容は公表されなかつたが、同特使が去る九月初め中国を去るに際し、國民政府の腐敗を痛烈に指摘した声明は、いたく中国の期待を裏切り、待望された米國の対支経済援助の實現性をなほはたしく危惧させるような結果になつた。そのため、中国は、対ソ接近のチエスチアールによつて米國を牽制し、所期の経済的援助を有利に促進させる必要があつたので、このような態度の變化を見せたのである。見ると見る向もあつた。

(一) 右の觀察は、九月十七日UPワシントン電によつて傳へられた、が米國筋では、もし中国が、そのような意図でアメリカを嚇さうとするのであれば、それは子供ばい(naive) 仕業であると評した。

(二) 対日講和における中国の地位の維持、対日戦争における積極的を寄與の面からみれば、中国の役割は小さかつたかも知れないが、抗日戦八カ年に拂つた人的、

物的犠牲の莫大さから言えば、到底他の諸國の比ではない。そこでも中国が、日本の再興防止、賠償取得の要求その他の点からみて、対日講和に寄せる關心の度も他國とは又特異なものがある。そこでこの中国の特殊な立場をよく講和會議に反映さし、發言權を維持するためには、やはり拒否權を保持せねばならないといふ必要を感じる。

(注一) 九月六日、中國外交部長王世杰は、國際連合中國代表として出席の際に「最大の損害を受け、対日戦の勝利は、最大、最長の寄與を行つた國家として対日講和問題に、中國の主張を十分に反映させねばならぬ」とし「單獨講和のごときは軽々しく口にすべきでない」と述べた。

(注二) 十月十八日、國民參政會において張群行政院長は、「対日講和に賠償を獲得し、報復政策をとらぬこと、三つを基本原則として、語り「戦時中、中國は、一千万人の死者と五百兆元の物資を犠牲にした」と述べた。

(三) 中、ソ關係の背景には極東の現實の情勢をめぐる中、ソの拒否權保持の必要を語つてゐる(九月二十日ニユーロイックウエー)。

微妙な關係を無視することができない。ソ連と最長の國境線
 を有する中國としては、ソ連との友好關係の維持は、對日講
 和の問題と並んでの或いはそれ以上の重要課題であり、懸案
 の大連接收問題、滿州問題、國共紛争の解決、さらにはア
 の平和に對しては、影響を持つ朝鮮問題の解決を期する点で
 中韓として、決してソ連の動向を無視できない立場にある。
 又、對日單獨不講和を約した中ソ同盟條約の存在も閉却で
 きない。

（注一）張群行政院長は、九月二十五日北平において「日本
 の運命を決定するに當り、ソ連を除外することは、極東
 の勢力均衡を破ることになるため、中國としては、對日
 講和會議にソ連が参加することを主張する」と言明した。

（注二）北平AFP、二十九日
 備會議にはソ連の参加が是非必要であるとの中國の態度
 につき、某外交權威筋の談としてこれ、中ソ友好同盟
 條約を守る中韓の一貫した精神によるものであるとし次
 の如く述べている。
 中ソ條約第二條は、「締約國は、日本國と單獨商議せ
 ざること及び相互の同意なくしては、現在の日本國政府
 の一切の侵略的意圖を明白に放棄せざる日本國內の他
 のいかなる政府若くは執政機關とも平和協定又は休戰協

定を締結せざることに誓約せり」と規定している。しか
 しソ連は、現在の日本政府を未だ一切の侵略的意圖を放
 棄したことが明らかでないとして一切の從つて、對日講和
 に國際會議を開くことを希望して今日に至つてゐる。中
 條約を固く守る方針を一貫して今日に至つてゐる。中
 しソ連が同意しなければ中國はまだ對日講和會議に參加
 の意を表することにはできない。この点は一貫に余りに注
 意されてゐないが、実は重大な問題点である。米國の世
 論は最近の中國の態度に皮相の解釈を下し、これは中國が
 をもつて予想外のものとみることをはつきり認識して
 ソ連に對し條約上の約束があることをはつきり認識して
 いなためである。中ソ兩國自体も今まで對日講和條約
 について意見の一致を見てゐない。兩國相互の間の協議と
 保障がなげれば對日講和會議の開催はいかに米韓が
 つてもいつのことになるか判らないのである。一南京十月
 二十五日中央社「共同」。

右の三点の中、第一点は、中國の態度の變化が、ウエ
 ヤーの聲明の直後であつたが、一應うがつかつた觀察とも見られ
 る。勿論、内戦に疲弊した困難な經濟状態から、中國が米國の
 終行的援助を希望する声は強く、一概に右觀察を否定し去る訳
 は行かないが、極東の現情勢をめぐらぬ對日講和の
 中國の立場の維持及び動向の現情勢をめぐらぬ對日講和の
 根本的要素として動向の現情勢をめぐらぬ對日講和の

四、対日平和特別外相会議に關するソ連提案

(一) 十一月二十七日付をもちつてソ連は、大要次の如き提案を行つ

月、対日平和條約の準備事項を討議するため、一九四八年一月、ソ連・華四國の特別外相會議を招集すること。英・米・右提案は、十一月十七日付中國政府の提案に對する回答として行われたものである。一モスコ、ラヂオ十一月二十七日、ソ連の中國政府宛回答全文左の通り。

(二) ソ連の對日講和予備會議開催に關する十一月十七日付覚書簡

對日戰遂行に當つては中國、米國、ソ連及び英國の四大國が主力となり、これら四國の軍事力により對日戰の勝利を確保しえたことは、明らかであり、従つて戰後の講和問題に對しては、四國で處理する明確な協定の存在している。このことは、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言の條項に照らしても明白である。さらにポツダム會議の決定にもとづき講和會議に對する必要な予備的措置は、これまでも外相理事會に委託されてきたもので、極東の講和に深い關係を持つ中國がこれに加わることには當然である。

對日戰終了後米・英・ソ・華四國は、一九四五年十二月モスクワに於いて協定を結び、これら四國が對日理事會、極東委員會に參加し、しかもこれら四國代表の地位は他の參加國の上にあること、及び戰後の對日問題に對しては、これら四國の決定に信賴してソ連政府は、去る七月二十二日、八月二十九日付覚書において中國、米國、ソ連及び英國の四國代表をもちつて構成する外相理事會が對日講和會議の問題をできるだけ速やかに審議する必要があることを述べたものである。

貴官(王外交部長)がその通告の中で、對日講和に關する一切の決定は、華、米、ソ、英四國の同意を必要とするよう提案されては、以上、貴官は、前記四大國が對日講和問題に對し特別の利害を有する事實を認識されては、わが國が對日講和問題を協議するため特別の國際會議を招集するとの貴提案は、外相理事會設置に關するポツダム會議の決定に反し、極東における平和の回復を遅延させるだけのことである。従つてソ連政府は、極東に一日も早く平和を回復せしめ、日本及び日本人民に平和的に發展しうる機会をできるだけ早く與ふるために、一九四八年一月に、華、米、英、ソ四國代表よりなる外相會議の特別會議を開催し、對日講和條約の準備につき協議することを提案する。また

中國政府が同意するならばこの會議を中國において開くことを提案する。中國政府及び米英兩國政府が本提案に賛成した場合、可及的早急に準備に着手しうらるやう貴政府が本提案に至急回答されることを希望する。私はこれと同様の提案を米英兩國政府に對しても送付した。

(注)右は、モロトフソ連外相の名をもつて、フェドレンコソヴィエトの右提案は、ソヴィエトが依然として對日平和處理を大國の相會議により行い、從つて拒否權を維持せんとする意向に對する各國の態度は、左の通りである。

右提案に對する各國の態度は、左の通りである。

外交部筋の意見によれば中國としてはさきの提案は、對日講和を早期に實現するための、米ソの妥協案として提出されたものであるが、ソヴィエトの中國に對する態度は、見られる提案は、根本的にはソヴィエトの從前の態度と何ら變化もなない以上、米英等の諸國がこれを受諾するとは信ぜられぬ。中國に對して特別相會議を開くといふことは、ソヴィエト提案に對する中國の場所第二義的の問題である。ソヴィエト提案に對する中國の態度は、第一義的の問題である。ソヴィエト提案に對する中國の態度は、第一義的の問題である。

えらるものでない。有力な一外交官員は、對日平和に關する中國の態度について左の如く語つてゐる。

「ソヴィエトが著名しなない對日平和條約は、極東の現實事態から見て事實上無價値なものとならう。從つて中國は、ソヴィエトを講和會議参加から除外せんとする。ソヴィエト提案は、米英の受諾する可能性の殆どないもので、それとして事實上中國の妥協提案に對する拒絶を構成するものである。」

十二月六日、中國外交部は、ソヴィエト提案を拒絶した旨發表した。葉公超外交部次長は、七日右に關し、中國の對日講和態度について次のように語り、極東委員會の原則に對する態度を述べた。

十一月十七日對日講和予備會議開催について、關係各國に提議を致したが、ソ連政府は十一月二十七日對日講和予備會議の開催を提議する旨回答を寄せた。これに對し、國府は對日予備會議の構成及び表決手續について、十二月五日重おてソ連外務省に申入れた。國府の立場を十二月五日重おて、極東委員會の任務は、すでに明白に規定されてゐる通り、日本の降伏條件を履行することにあつて、負うべき義務に關する一切の政策を議決することに

とになつてをり、その任務の重要性は、対日講和予備会
議におとらなないものであることを指摘した。國府は対日
講和予備會議は、その構成、表決手続共に、すでに十一
國の参加國全部の同意によつて、極東委員会が採擇した
原則に相違すべきでないことを認め、これに相違すること
はたが予備會議の招集をおくらせるのみである。ソ連政
府が一九四八年一月中國で対日講和四國外相會議を開く
ことを提議したのに対しては、關係各國がこれに同意
するをならば、國府もこれを受諾するが、關係各國がこれ
に同意できない場合は、國府は、ワシントンに於いて、
予備會議を開かうというこれまで主張に何ら變更を加
える意図はない。(南京十二月七日發中央社「共同、南京
十二月八日發UP」)
十二月十六日、駐米中國大使顧維鈞は、中國政府がソ連
に新しい通告を行ひその中でも、十一國による予備會議、
四大國の拒否極保持という中國の提案をソ連が受諾するよ
う重ねて提議した旨言明した。なお、右に關し、「もしソ
連が中國の提案を受諾しないならば、結局ソ連の賛成しな
いような種類の対日講和條約を考慮せざるをえないたろう
と語つた。(ワシントン、十二月十六日、AFP)。
三分の二多数決による十一國予備會議を提唱してきた米

國として右のようなソ連提案を冷淡に迎へることは当然で
ある。ワシントンの政界筋では、現在の國際情勢の動きか
ら判断して、アメリカがソヴェトの提案を受諾すること
はあるまいと見られてゐる。(ワシントン十一月二十八日A
FP)。
右提案に対する米國世論の反響は、結局これとソヴェ
トの眞剣な提案とは見ず、対日講和全体また現在開かれ
てゐるロンドン外相會議全体を、手間どらせ妨害しようとい
うねらいであると見てゐる。(AFP、ワシントン総局長メモ
リン氏談)。
米國政府は、未だ回答を行つていないが、この問題につ
いては外相會議に並行してロンドンにおいてマインツ、國
務長官とベヴァイン英外相との間に協議が重ねられた旨傳え
られ、ソヴェト案拒否に対する英米の共同歩調がとられ
るであらうと見られたのである。

モロトフは、「世界の平和は、ドイツ及び日本の平和処理なくしては不可能である」と言明し、「ソ連は、対独講和の緊急性にかんがみドイツ中央政府の樹立を要求するが、講和締結の緊急性は、対日講和の場合も同じである。ソ連は、対日講和を速やかに締結すべきことを主張する」旨述べた。

右モロトフの言明は、同日付をもちつてソ連が「発出した提案との関連において理解されるべきである。ソヴィエトの対中回答には、中国の提唱する方式がポツダム宣言の違反であり、極東における平和の回復を遅らせるだけである」と述べ、平和的に発展しうる機会を早く回復し日本及び日本人民に云々と述べていることと符節する。

然しながら、このロンドン外相会議も十二月十五日、米・ソの対立のまま無期休会となり、四國大使それぞれ相別れるに至り、期待された対日平和問題の非公式討議も何ら行われず、外相との間に行われたこの間、マインツル國務長官とベヴィン外相との間に効果があつたものと見られた。

有するかについで予断を許さぬものか、米・ソの対立は講和条件に對する意見の相異以上のものがあると思われ、かかる深刻な対立は日本の場合にも持越されると思われ、かかる

ロンドン外相会議と対日平和問題

ロンドン外相会議はドイツ、オーストリアの平和問題の審議を目的とするものであるが、世界の平和処理は相関連するものであつて、ドイツ問題に關する大國特に米・ソ間の協調が可能などうかといふことには、直接に對日平和問題の今後の交渉に影響を及ぼすものである。この會議には對日問題に關する主要國である中國が参加してゐない以上、正式議事日程に對日問題を入ることには勿論不可能であるが、少くとも米・英・ソ三國外相が参加するのであるから、對日平和問題について非公式な商議が行われ、主として米・ソ間の從來の對日平和手續に關する意見對立の打解が試みられるものと期待された。

モロトフ外相の對日講和に關する發言

モロトフ外相は、外相會議第三日目十一月二十七日（前記ソヴィエト提案も同日なされた）、對日平和條約の締結は、世界の平和にとつて重要であると述べて注目された。モロトフのこの聲明は、極東の平和處理問題に關しなされた始めてのものである。専らヨーロッパの平和處理の問題に専念すべきものと見なされてゐたこの外相會議の席上、ソヴィエトの側から、對日平和問題につき發言されたことは、驚きをもつて迎えられた。

ソエトを交えての対日講和の早期実現は、外相会議の決裂により不可能となつたものと判断せられる。又ソヴエトを除いた対日講和会議の可能性がこれによつて増大したと見られるが、中国の態度が拒否権の保持を主張するものである限り、急速に予備会議の実現を見ることが困難であろうとも見られている。

六、英國の中ソ兩提案拒絶

(一) 前述の中ソ兩國の提案に關し、英國が拒絶するであろうことは、さきのキーンベラ會議において十一國の参加、三分の二多数決制を主張する米國案を支持する決議を行つた経過に見ても予測されたところである。すなわち、十二月十四日に至り、英國は、中國及びソ連宛に別々の覺書を送り、英國は、極東におけるすべての「重大な利害關係」(Major Interests)の完全平等な参加を支持する旨通告し、「拒否権を含まないかゝる手続も早期平和の締結を遅らせるだけであり、すべての主要戰國の利益の公正代表の原則に抵触するものである」とし、三分の二多数決制を支持する旨明に抵触した。又予備會議を四國に限定せんとするソ連提案は不適当であると、日本の侵略によつて損害を受け度合及び太平洋地域の將來の平和的發展に

(二) 要するに

その重大なる關心の故をもつて特に対日處理に關係し、資格を有するものと英國政府は思考する」と言ひ、「これを除外することは、それら各國が各段階において完全に協受ける権利を有する平和處理の突効性を危殆ならしめる。L.P.S.電に於いては、英國政府が中國政府に送つた通牒の旨は、英國政府は、東亞における平和と正常な状態の速やかな復がなにより重要であるとの中國政府の意見に同感である。また英國政府は、対日講和を審議し、講和條約の起草を進め、最終講和會議に關係する諸問題を決定するたため予備會議を早い時期に召集すべきであるといふことについで、中國政府と同意見である。英國政府は、日本の敗北に對する會議の構成に關して、英國政府は、日本の敗北に對する寄與、日本の侵略から受けた災厄の程度、および將來の太平洋地域における平和的發展に對する重要利益の全部が、對日講和に主要参加國として代表を出す資格があると考へる。これらを除くことは、これらの國々の効力を害する段階において相談を受けざる権利のある講和の効力を害する段階にかしなから英國政府は、他の講和會議および極東

委員会の討議で得た経験にかんがみ、四大國の拒否権をふくむ手続は、英國政府が先ず第一に念頭においている諸目的、即ち速やかな講和の締結と主要交戦國の利益の公正な表現という目的の達成を延引せしめるであらうと考へる。英國政府は、アジアの民衆の幸福と重大な關係を有するこの問題が、公正な講和をできる限り早い時期に達成せんとする精神により解決されるべきであり、その他の目的（たとえその目的が表面的に表面に明らかにしてをらすとも）のため案出された規約手続に準拠して解決すべきでない。外相會議をことに同意せられんことを切望してやまない。外相會議設置した一九四五年のベルリン會議の手続きに關する議定書にもまた一九四五年モスクワにおいて米・英・ソ三國外相の同意を得、且つ中國政府の賛成を得た極東委員會の付託條項にも、対日講和の審議がこの二機關の責任であることとを規定する條項は、何もなとの英國政府の見解には變りはない。従つて、英國政府は、対日講和予備會議に参加する國を、第二節に規定した資格にもとづいて決定し、重要問題の決定を參加國の三分の二多数決により行ふべきである。この態度は、時事通信十二月十七日一〇。

白英國のこの態度は、ロンドン外相會議開催中に行われたマーシャル中あつたが、ロンドン外相會議開催中に行われたマーシャル中

白戰に特に大きな寄與をなし従つて大國同様の發言権を要求して、オーストラリアは、英國から英國がソ連の提案に賛成しないという重ねての保障を受けた旨傳えられた（ロンドン十二月五日UP）。

七、結語

かくて、現在までのところ、七月の米國提案の十一國による拒否権抜き三分の二多数決による方式と、ソ連提案の四大國外相會議による従つて拒否権保持の反対提案が、対し、それ拒否権を含むとの中國の提案方式が介在してゐるのである。米國は、ロベツト大官の談によれば、中・ソ兩國提案に對する關係各國の意見を求めつつあるといふことを明かにした。ワシントン十二月十七日、UP、現在のところ平和會議の招集に關しては、何れの進捗も見られなから、又対日平和予備會議に關し、連日、除外してでもやるかといふことについて、米國側公式見解の表明もなく、最後の腹は未決定であると思われ。ニュー・ジブラルダ訪問中の濠洲首相チャーチーが、對日平和條約の締結は早期に實現するであらうと語つた（メルボルン放送十二月十七日R.P.）ことに關連し、濠洲筋では、對日平和予

備会議は、明春四、五月頃と
 たが、米國務省筋では右報
 導は、根拠のないと評して
 いる旨傳えられた
 である。

対日平和予備会議が急速に
 実現するかどうかは、米國
 が、た
 だ
 といふことだけをなく、米
 ・ソの間にかつてい
 して中國が今後い
 なる態度をとるかとい
 うことにまつてい
 るのである。

意をしても、米國が日
 講和の問題より、東
 亞の現事態の安
 定に上り、かど
 うかというこ
 とである。

参加するかどうかという
 ことである。

9 封筒手紙合議招集問題の経過一覽表